

証明書を
郵便で!

住民票の写しや戸籍謄本は
郵送で取り寄せができます

これから春にかけては、進学や就職、引越して、住民票の写しや戸籍抄本などを必要とする機会が多くなります。そこで、郵便を使った取り寄せ方法を紹介します。

どんなものが
郵送で請求ができますか?

- ★住民票の写し
- ★除かれた住民票の写し
- ★転出証明書
- ★本籍地が総社市にある場合は、次の7つの証明も請求できます。
- ★戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- ★戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- ★除籍謄抄本
- ★改製原戸籍の謄抄本
- ★戸籍附票
- ★戸籍除附票の謄抄本
- ★身分証明書
- ★ただし、「印鑑証明」と「外国人登録原票記載事項証明」は、郵送での

請求はできません。
手続きには
何が必要ですか?

- ①住民票の写し郵送請求書、戸籍事項証明書等郵送請求書、転出証明書請求書のなかで請求を希望する請求書
- ②手数料分の定額小為替(ゆうちょ銀行で販売)
- ③返信用封筒(請求者の氏名と住所

どの程度の日数が
必要ですか?

市役所での処理に、1日から2日程度必要です。これに、往信と返信に必要な配達日数を加えたものが、目安になります。

注意するポイントは?

- ★住民票関係の証明交付は、原則として本人、または同一世帯の人のみ請求できます。
- ★戸籍関係の証明交付は、原則として本人、または配偶者、直系の親族のみ請求できます。
- ★他人の戸籍を請求する場合には、請求理由を具体的に示していただきます。さらに、委任状が必要な場合もあります。そして、その請求がプライバシーの侵害や、差別につながるなどの不当な目的によ

電話ではダメですか?

「住民票の写し」の請求はできませんが、それ以外のものはできません。「住民票の写し」は、平日の午前8時30分から午後5時15分までの間に、電話で請求すれば、市役所が開まっている土・日曜日と祝日(24時間いつでも)や、平日の夜間でも、「住民票の写し」をお渡しできます。ただし、請求できる「住民票の写し」は、請求者本人、または同一世帯の人に限りま

■手数料の一覧

種類	手数料
住民票	1通 300円
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1通 450円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	
除籍謄本	
除籍抄本	1通 750円
改製原戸籍謄本	
改製原戸籍抄本	
戸籍の附票(謄本・抄本)	1通 300円
戸籍除附票(謄本・抄本)	
身分証明書	1通 300円
独身証明書	1通 300円

問い合わせ 市民課市民係 ☎
②8247、☎719-1192 中央一丁目1番1号
総社市のホームページの「くらし」の住民票・戸籍のページでも紹介しています。
<http://www.city.soja.okayama.jp>

「ねんきん特別便」をよく読んで、よく確認しましょう!

社会保険庁では、年金記録が統合できていないと思われる現役の加入者と年金受給者に、『ねんきん特別便』をお届けしています。

3月末までに各家庭に届く『ねんきん特別便』は、基礎年金番号に統合されていない約5000万件の記録のなかから、記録が年金に結びつくと思われる人に送られたものです。

『ねんきん特別便』が届いたら、書かれている年金記録を確認してください。

訂正がない場合は、確認はがきを返信してください。

訂正がある場合は、お近くの社会保険事務所へご相談ください。

それ以外の年金受給者や現役の加入者には、4月から今年10月ごろまでに順次、加入履歴が送られます。家族や年齢の近い人であっても、同時期に届くとは限りませんので、ご了承ください。

『ねんきん特別便』は皆さんの住所に直接郵送されますので、住所を変更された場合や結婚などで名字が変わっている人は速やかな手続きが必要です。

問い合わせ

- 「ねんきん特別便専用ダイヤル」
☎0570-058-555
※IP電話・PHSからは
☎03-6700-1144
- 社会保険事務所の相談窓口は、毎週月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)には、午後7時まで相談を受け付けています

あなたの年金の確認を!